

令和2年度

尾道市感染防止対策支援事業補助金  
(感染対策補助金)

# 申請の手引き

この手引きは、補助金申請の手引きと、申請書等の作成について説明するものです。

申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

1.1版

令和3年3月

尾道市

## 1 目的

新型コロナウイルス感染防止のために、市内の施工業者に依頼して、店舗等の施設整備を実施する事業者へ、改修費用の一部を補助し、事業継続を支援します。

## 2 補助対象者

- ・尾道市内に主たる事業所を有している、中小企業基本法第2条第1項各号に該当する中小企業者（個人事業主を含む）
- ・尾道市経営環境改善支援事業補助金の交付を受けていない者
- ・広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の申請を行い、発行された宣言書を事業所内等に掲示している者（飲食店の場合、「積極ガード店」のステッカー掲示でも可）
- ・同じ取組の内容で、国・地方公共団体等の補助金の給付を受けていない者
- ・尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第1号又は第3号に規定する暴力団員等でない者
- ・市税の滞納がない者

## 3 補助対象経費

新型コロナウイルス感染防止のために行われる、次の外注工事にかかる経費を対象とします。ただし、経費にかかる消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除きます。 **※原則、施設改修の施工業者が市内の事業者であること。**

- ・換気扇、換気用窓、網戸の新設工事（取替は対象外）
- ・非接触式の自動ドアへの改修工事（接触して開閉するものは対象外）
- ・24時間換気システムの設置工事（換気機能付きエアコンは対象外）
- ・来客用の非接触型手洗場の新設工事
- ・非接触自動水栓への取替工事
- ・自動水石けん供給栓の設置工事
- ・人感センサー照明の取替工事
- ・ビス等で固定する遮蔽用パーテーション取付工事
- ・カウンター、固定式座席、固定式テーブルのレイアウト変更工事

※マスクや消毒液などの消耗品、空気清浄機やサーキュレーター、可動可能なテーブル・椅子などの備品、交通費、宿泊費、送料、保険料、飲食費、租税公課（消費税、印紙代等）、振込手数料のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費は補助対象経費の対象外です。

#### 4 補助率及び補助金上限額

補助率：補助対象経費の3分の2（千円未満切捨て）

上限額：50万円（下限額10万円）※消費税を除きます。

※事業者につき、補助は1回限りです。

※補助対象経費（税抜）に2/3を乗じた金額又は50万円のうち、どちらか低い額が補助金額となります。

※下限額を10万円と設定しており、補助対象経費（税抜）に2/3を乗じた金額が10万円未満の場合は対象外となりますので、補助対象経費（税抜）15万円以上が補助対象となります。

#### 【補助率の計算方法の例】

補助対象経費（税抜）が80万円の場合

$$80万円 \times 2/3 = 53万3,333円$$

$$53万3,333円 > 50万円 \quad \text{補助金額：50万円}$$

補助対象経費（税抜）が50万円の場合

$$50万円 \times 2/3 = 33万3,333円$$

$$33万3,333円 < 50万円 \quad \text{補助金額：33万3,000円（千円未満切捨て）}$$

※補助対象経費（税抜）が15万円未満の場合、補助金額が下限額の10万円を下回るため、補助金対象外となります。

補助対象経費（税抜）が14万円の場合

$$14万円 \times 2/3 = 9万3,333円$$

$$9万3,333円 < 10万円（下限） \quad \text{補助金対象外}$$

#### 5 対象事業期間（補助対象となる改修工事を実施し、完了する期間）

令和2年12月1日（火）～ 令和3年12月31日（金） ※期間を延長しました。

新型コロナウイルスの影響により、改修工事の部品調達が困難等の理由で、令和3年12月31日までに工事完了が見込めない場合、申立書（申請者が作成）と遅延理由書（施工業者が作成）を提出してください。書類審査で適当と認めた場合、期間を延長します。

#### 6 申請受付期間

令和3年3月25日（木）～ 令和3年11月30日（火） ※期限日を再延長しました。

※予算額に達した場合は、受付を終了します。

## 7 交付申請に必要な書類

- ・ 感染防止対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 感染防止対策計画書（様式第2号）
- ・ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- ・ 補助対象経費に係る見積書又は請求書の写し（明細が分かるもの）
- ・ 市税完納証明書（申請前1か月以内に発行されたもの）  
※市税を納付して納付情報がシステムに反映されるまで最大で2週間かかりますので、2週間以内に納付された場合は、完納証明書請求の際に納付確認ができる領収書や記帳した口座振替の通帳などをご持参ください。
- ・ 事業者の所在がわかる書類（全部事項証明書、確定申告書、開業届等の写しのいずれか）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店の宣言書（飲食店の場合、「積極ガード店」のステッカーでも可）を店舗内等に掲示していることが分かる写真
- ・ 改修工事施工前の写真（要件工事箇所）

### 【新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店について】

広島県では、県民が安心して店舗を利用できるよう、店舗において自主的に実施している感染症予防策を県民に分かりやすく伝えることを目的として、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の取組を実施しています。

#### 《取組宣言の申込方法》

パソコンかスマートフォン・タブレットをご用意（メールアドレスが必要）のうえ、次のサイトにアクセスするか、右側のQRコードをスキャンし、広島県ホームページの「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店について」に掲載の手順をお読みになり、お申し込みください。



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/inshokusengenten.html>

※取組の県ホームページ等への公表の可否の選択で、「可」にチェックしてください。

■電子申請システムにアクセスできない方については、下記サポートセンターまでお問い合わせください。

サポートセンター TEL：082-513-2845（受付時間8：30～17：00）

すでに宣言書を申込済みの方で、宣言書を紛失された場合は、再度、宣言店の申込みを行ってください。

## 8 申請方法について

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、原則郵送で提出してください。

### 【送付先】

〒722-8501

尾道市久保一丁目15番1号

尾道市役所商工課（感染対策補助金）担当者宛て

## 9 審査及び交付決定について

申請内容に基づき、審査を行います。審査は、申請書類に不備・不足がないものから行います。審査の結果、補助対象となることを決定した場合、補助金交付決定通知書を郵送します。補助対象にならない場合は、補助金不交付決定通知書を郵送します。

※交付決定後、工事内容を変更又は工事を取りやめる場合、計画変更（中止・廃止）申請書を提出してください。書類内容の確認後、変更計画（中止・廃止）承認通知書を郵送します。

## 10 実績報告書の提出について

工事完了後、30日以内に実績報告書と必要提出書類を市に提出してください。交付決定の通知前に工事が完了している場合は、交付決定通知書が届いた日から30日以内の実績報告書と必要提出書類を市に提出してください。

### 【必要書類】

- ・感染防止対策支援事業補助金実績報告書（様式第8号）
- ・感染防止対策内容報告書（様式第9号）
- ・実施状況が確認できる写真（改修後の写真）
- ・支出が確認できる書類（領収書・通帳・振込用紙等の写し等）

※令和4年1月31日（月）までに実績報告書の提出がないと、補助金の支払いができなくなりますので、十分ご注意ください。

## 11 確定通知について

実績報告書及び必要提出書類の審査を行い、適正と認められるときは、補助金確定通知書と交付請求書を郵送します。

## 12 補助金の請求について

補助金確定通知書が届きましたら、速やかに同封の補助金交付請求書に必要事項を記入・押印し、振込先口座の通帳の写しを添付して提出してください。指定された口座に補助金を入金します。

### 《 補助金申請の流れ 》

#### 交 付 申 請

次の書類を提出してください。

- ・感染防止対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・感染防止対策計画書（様式第2号）
- ・誓約書兼同意書（様式第3号）
- ・補助対象経費に係る見積書又は請求書の写し（明細が分かるもの）
- ・市税完納証明書（申請前1か月以内に発行されたもの）
- ・事業者の所在がわかる書類（全部事項証明書、確定申告書、開業届等の写しのいずれか）
- ・新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店の宣言書（飲食店の場合、「積極ガード店」のステッカーでも可）を店舗内等に掲示していることが分かる写真
- ・改修工事施工前の写真（要件工事箇所）

※新型コロナウイルスの影響により改修工事の部材の納品が遅れる等の理由で令和3年12月31日までに完了できないことが分かっている場合、申立書と遅延理由書も併せて提出してください。

#### 申請内容の審査

提出書類を審査します。

#### 補助金交付決定

補助金交付（不交付）決定通知書を郵送します。

#### 改修工事完了

工事完了後、30日以内に次の書類を提出してください。

- ・感染防止対策支援事業補助金実績報告書（様式第8号）
- ・感染防止対策内容報告書（様式第9号）
- ・実施状況が確認できる写真（改修後の写真）
- ・支出が確認できる書類（領収書・通帳・振込用紙等の写し等）

#### 補 助 金 確 定

書類内容を審査し、補助金確定通知書と補助金交付請求書を郵送します。

#### 補助金交付請求

補助金交付請求書と振込先口座の通帳の写しを提出してください。

#### 補 助 金 の 交 付

補助金交付請求書に記載された口座に補助金を入金します。

#### 【問い合わせ先】

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号（本庁舎1階）  
尾道市役所 商工課商政係  
TEL：0848-38-9183 FAX：0848-38-9293